

Sシリーズ

『民法I——総則〔第4版〕補遺

2020年5月

ISBN 15949-5

2019（令元）年5月に成立し、公布された「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」（令元法2号）により民事執行法の改正がなされ、また上記一部改正法附則9条により民法148条1項4号の改正がなされた（施行日はともに2020（令2）年4月1日）。

それに伴い、関連する本書の記述を下記のように改める。

270頁 表7「完成猶予事由」のうち最右列の2か所（上から7番目、8番目）を以下のように修正する（変更箇所を下線を引く）。

民執195条の競売（1項3号）

→形式的競売（1項3号）

財産開示手続（1項4号）

→財産開示手続・第三者からの情報取得手続（1項4号）

274頁1～7行目を以下のように修正する（主な変更箇所を下線を引く）。

(iii) 形式的競売（1項3号） 留置権による競売および民法，商法その他の法律の規定による換価のための競売である（民執195条）。

(iv) 財産開示手続・第三者からの情報取得手続（1項4号）
財産開示手続とは，債務者を裁判所に呼び出して申立人にその財産を開示させる手続であり（民執196条以下），第三者からの情報取得手続とは，登記所や金融機関などの第三者から債務者の土地・建物や預貯金債権等の情報を得る手続である（民執204条以下）。いずれも，債務名義（民執22条）を有する金銭債権の債権者または一般の先取特権（民306条）を有する金銭債権の債権者の申立てによる，金銭執行の実効性を確保するための制度である。